

## ガス供給業に係る法人事業税の課税方式が改正されました

ガス事業法の改正により、平成 29 年 4 月からはガス小売が全面自由化となり、令和 4 年 4 月からは導管事業とガス小売事業又はガス製造事業との兼業規制（導管部門の法的分離）が行われています。こうしたガス供給業を取り巻く環境の変化に対応するため、法人事業税におけるガス供給業の課税の見直しが行われました。

### 事業年度開始の日によって課税方式が異なりますので御注意ください。

#### 課税方式の変更

（地方税法（以下「法」という。）第72条の2第1項第1号、第2号及び第4号）

#### 【平成 30 年 3 月 31 日までに開始する事業年度】

区 分	課 税 方 式
全てのガス供給業	収入割額



#### 【平成 30 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに開始する事業年度】

区 分	課 税 方 式	
	資本金 1 億円超	資本金 1 億円以下
1 一般ガス導管事業者 2 特定ガス導管事業者 3 特定ガス供給業者 （ガス事業法施行規則第 5 条に該当する設備を有する事業のうち、特別一般ガス導管事業者の供給区域内でガス製造事業を行うもの） 4 ガス製造事業者 （上記 3 以外のガス事業法施行規則第 5 条に該当する設備を有する事業） 5 旧一般ガスみなしガス小売事業者	収入割額	
6 ガス小売事業者 7 ガス製造事業者（上記 3、4 以外の事業） 8 旧ガス事業法の簡易ガス事業のみ行う事業者	付加価値割額 + 資本割額 + 所得割額	所得割額



#### 【令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度】

区 分	課 税 方 式	
	資本金 1 億円超	資本金 1 億円以下
1 一般ガス導管事業者 2 特定ガス導管事業者	収入割額	
3 特定ガス供給業者 （ガス事業法施行規則第 5 条に該当する設備を有する事業のうち、特別一般ガス導管事業者の供給区域内でガス製造事業を行うもの）	付加価値割額 + 資本割額 + 収入割額	
4 ガス製造事業者 （上記 3 以外のガス事業法施行規則第 5 条に該当する設備を有する事業） 5 旧一般ガスみなしガス小売事業者 6 ガス小売事業者 7 ガス製造事業者（上記 3、4 以外の事業） 8 旧ガス事業法の簡易ガス事業のみ行う事業者	付加価値割額 + 資本割額 + 所得割額	所得割額

※各事業者の定義は、次頁をご覧ください。

## 繰越欠損金の特例について

(平成30年改正法附則第6条第9項、令和4年改正法附則第6条第2項)

従来、収入金課税により法人事業税を算定していた法人が、法改正により所得金課税に移行する際に、繰越欠損金の特例があります。

### ●特例の対象となる法人

①平成30年3月31日以前に以下の事業を行っていた法人

ガス小売業
ガス製造事業（ガス事業法施行規則第5条に該当する設備を有しない事業）
旧ガス事業法の簡易ガス事業のみ行う事業

②令和4年3月31日以前に以下の事業を行っていた法人

ガス製造事業（特定ガス供給業以外のガス事業法施行規則第5条に該当する設備を有する事業）
旧一般ガスみなしガス小売事業

### ●特例の内容

上記①については平成30年4月1日以後に、上記②については令和4年4月1日以後に開始する事業年度（最初事業年度）において、特例対象となる法人が、前述の事業に係る事業税の課税標準である所得を算定する場合、最初事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において、当該各事業年度の所得を法第72条の23第1項の規定により算定していたものとみなす。

## 各事業者の定義

収入金割額の対象となる事業者

	ガス事業者	定義
1	一般ガス導管事業者	・ガス事業法第2条第6項に該当する者。 自らが維持・運用する導管により、その供給区域において託送供給を行う事業（ガスの供給を保証するための小売供給を含む）で、経済産業大臣の許可を受けた者。
2	特定ガス導管事業者	・ガス事業法第2条第8項に該当する者。 自らが維持・運用する導管により、特定の供給地点において託送供給を行う事業で、経済産業大臣に届出した者。

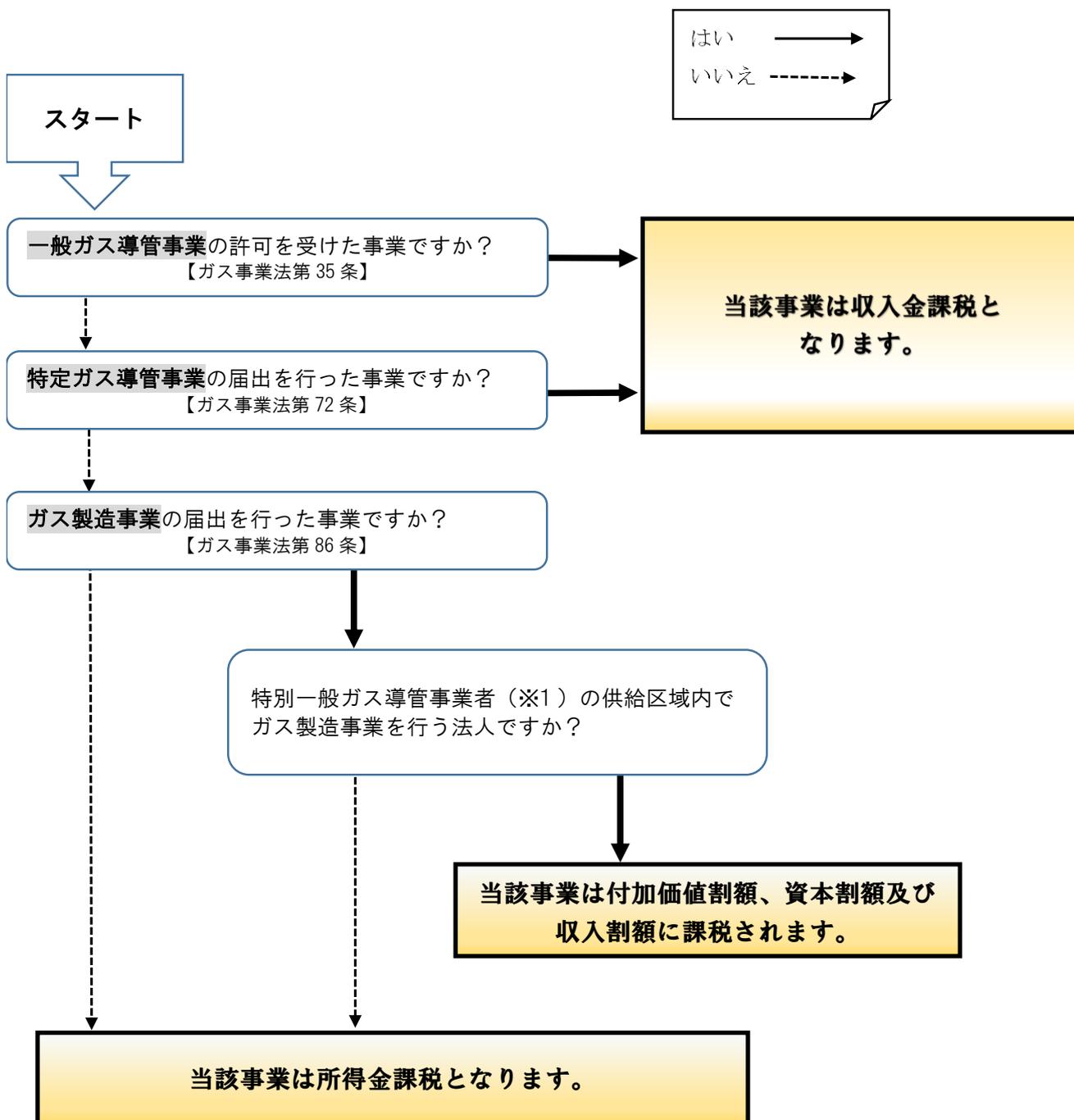
付加価値割額＋資本割額＋収入割額の対象となる事業者

	ガス事業者	定義
3	特定ガス供給業者	・ガス事業法第2条第10項に該当するガス製造事業者のうち、特別一般ガス導管事業者に係る供給区域内においてガス製造事業を行う者（導管ガス供給業を除く）。

所得割額、もしくは付加価値割額＋資本割額＋所得割額の対象となる事業者

	ガス事業者	定義
4	ガス製造事業者	・ガス事業法第2条第10項に該当する者。 自らが維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等（20万KL以上のLNG基地を有するもの・同法施行規則第5条）を用いてガスを製造する事業で、経済産業大臣に届出した者。
5	旧一般ガスみなしガス小売事業者	・ガス事業法平成27年改正法附則第22条に規定する者。 旧ガス事業法の許可を受けて、一般ガス事業又は一般ガス事業及び簡易ガス事業のいずれも営む者。
6	ガス小売事業者	・ガス事業法第2条第3項に該当する者。 一般の需要に応じ、導管によりガス供給を（小売供給）行う事業で経済産業大臣の登録を受けた者。
7	上記3、4以外のガス製造事業者	・ガス事業法施行規則第5条に定める要件に満たない規模の設備等を用いてガスを製造する事業（20万KL以上のLNG基地を有しないもの）を行う者。
8	旧ガス事業法の簡易ガス事業のみ行う事業者	・ガス事業法平成27年改正法附則第12条第1項第3号に該当する者。 旧ガス事業法の許可を受けて簡易ガス事業を営む者。

## 課税方式判定フロー図



(※) 複数の事業をあわせて行う場合は、原則としてそれぞれの事業に関する経理を区分し申告します。

(※1) 特別一般ガス導管事業者

ガス事業法第2条第6項に規定する一般ガス導管事業者のうち、一般ガス導管事業の用に供する導管の総体としての規模が政令で定める規模（導管の総延長が26,000km）以上であることその他政令で定める要件（導管に2以上のLNG基地（LNG基地を維持し、運用する者が2以上の場合に限る。）が接続していること）に該当するものをいいます（ガス事業法第54条の2、ガス事業法施行令第5条第1項・第2項）